

令和7年 第2回農業委員会議事録

令和7年2月25日午前10時00分に第2回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 笹 原 哲	2 番 近 藤 剛	3 番 沼 澤 克 己
4 番 五十嵐 純 一	5 番 西 塚 喜 行	6 番 西 塚 孝 也
7 番 高 橋 央	8 番 星 川 敬 夫	9 番 大 崎 清 孝
10 番 後 藤 一 彦	11 番 本 間 俊 悦	12 番 伊勢村 孝 之
13 番 石 川 富士太郎	14 番 笹 原 光 政	15 番 小 松 栄 作
16 番 齋 藤 吉 勝	17 番 山 口 栄 子	18 番 鈴 木 藤 光
19 番 星 川 礼 子		

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 報第 2 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について |
| 報第 3 号 | 賃借料情報の提供について |
| 議第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の取消願について |
| 議第 4 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 議第 5 号 | 尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について |
| 議第 6 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 議第 7 号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について |
| 議第 8 号 | 尾花沢市地域計画に関する意見について |

令和 7 年 第 2 回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和 7 年第 2 回通常総会を 2 月 2 5 日（火）市役所大会議室において午前 1 0 時 0 0 分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席ください。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 1 9 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さんおはようございます。今年は雪の少ない日が続いておりましたけれども、ここに来て降雪が増えて、農業施設の被害などの心配をしたんですけれども、今のところ見当たらないというか聞こえてきませんので、大雪の割には良かったと思います。まだ、これからも雪が降ると思いますので、皆さん健康には十分に注意して、作業されますようお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

（議 長）

これより令和 7 年第 2 回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定

足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、8番星川敬夫委員、9番大崎清孝委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。局長補佐。

（事務局 田中局長補佐）

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

（以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。）

（議 長）

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。はじめに、報第2号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

（事務局 挙手）

（議 長）

渡辺係長。

（事務局 渡辺係長）

それでは、報第2号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁から9頁をご覧ください。案件は25件であり、貸し人、借り人、

両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、別人へ売買するものが5件、同人へ売買するものが7件です。No.17の渡し人から同人と別人へ売買するもので、売買については12件です。

別人への貸借を予定するものが9件、同人への貸借を予定するものが1件、自作予定が2件、中間管理機構へ貸付をするものが2件です。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第2号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に報第3号「賃借料情報の提供について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

それでは報第3号「賃借料情報の提供について」をご報告いたします。議案書10頁をご覧ください。農地法52条の規定により、農地の賃借料情報の提供をするため報告するものです。

内容としまして、一つ目、田、水稻の部であります。基盤整備地内をご覧ください。平均額を申し上げますが、尾花沢地区16,500円。福原地区15,300円。宮沢地区17,000円。玉野地区14,200円。常盤地区14,800円。未整備地区につきましては市全体で10,900円でございます。

それでは2つ目、畑の部をご覧ください。尾花沢市全体としまして平均額8,300円でございます。最高額、最低額については議案書記載のとおりでございます。

算出にあたって、表の下部に※印でありますけれども、それぞれ算出方法を記載しております。賃借料データの平均値の70%を超えるものは特殊な取引と推測しまして除外しております。また、表示している賃借料は100円未満切捨てでございます。平均額はデータ数による加重平均の値でございます。なお、令和3年から6年までの賃借料の推移を参考資料として配布させていただきました。傾向として、前年よりも上昇しておりますが、賃借料の算出にあたり、物納契約は概算金をベースとしているため、6年産米概算金の上昇によるものと考えております。

以上の情報につきましては、令和6年1月から12月までに締結されました農地の賃貸借情報により算出されたものであります。この賃借料情報は、市報の4月号に掲載を予定しております。あくまでも農地の賃借料については、貸し手・受け手のお互いの話し合いにより決定するものであります。以上報告いたします。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより報第3号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第3号「農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

「農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について」は議案書11頁になります。案件は1件です。

申請事由は1月総会にて所有権移転の許可申請をしましたが、別人へ売買する筆が含まれていたため、申請のやり直しをするものです。今月農地法第3条の許可申請で所有権移転の申請が行われます。

以上、慎重なる審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようですので、終結いたします。

これより議第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、6番 西塚孝也委員、12番 伊勢村孝之委員の退席を求めます。

(6番 西塚委員 退席)

(12番 伊勢村委員 退席)

(議長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

議第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今月申請のありました案件についてご説明いたします。所有権の移転が16件、賃貸借権の設定が5件です。

13頁のNo.1から17頁のNo.13までが所有権移転分です。所有権移転の申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが6件、労力不足によるものが1件、相手方の要望によるものが2件、耕作不便によるものが1件、その他贈与によるものが3件です。

18頁のNo.14から19頁のNo.21までが賃貸借権の設定です。申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが1件、労力不足によるものが4件、兼業による経営縮小による

ものが1件、相手方の要望によるものが2件です。

No.1からNo.21は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。6番 西塚孝也委員、12番 伊勢村孝之委員復席願います。

(6番 西塚委員 復席)

(12番 伊勢村委員 復席)

(議長)

次に、議第5号「尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」を上程いたします。現地調査第6班主任、沼澤克己委員の報告・説明を求めます。

(3番 沼澤委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

尚、この案件については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、尾花沢市長に対し、通知いたします。

次に、議第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第6班主任、沼澤克己委員の報告・説明を求めます。

(3番 沼澤委員 報告・説明)

(議 長)

只今、沼澤委員より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第7号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、3番 沼澤克己委員、7番 高橋央委員、12番 伊勢村孝之委員、19番 星川礼子委員の退席を求めます。

(3番 沼澤委員 退席)

(7番 高橋委員 退席)

(12番 伊勢村委員 退席)

(19番 星川委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第7号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書31頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。

今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借が新規22件、再設定1件、使用貸借の新規が1件、機構法による転貸が37件、所有権移転30件です。申請地は、すべて農振農用地区域内の土地で面積が56.8haです。

続いて、対象人数は、相対の賃貸借の新規が出し手22名、受け手15名。再設定が出

し手 1 名、受け手 1 名。使用貸借が出し手 1 名、受け手 1 名。転貸は出し手 3 3 名、受け手が 2 3 名。所有権移転が出し手 2 9 名、受け手 1 9 名です。

1 0 a 当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

3 2 頁からは個別状況になります。賃借の新規が 4 1 頁中段まで、賃借の再設定が 4 1 頁下段まで、転貸が 4 2 頁から 6 1 頁、所有権移転が 6 2 頁から 7 6 頁です。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いいたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第 7 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。3 番 沼澤克己委員、7 番 高橋央委員、1 2 番 伊勢村孝之委員、1 9 番 星川礼子委員復席願います。

(3 番 沼澤委員 復席)

(7 番 高橋委員 復席)

(1 2 番 伊勢村委員 復席)

(1 9 番 星川委員 復席)

(議 長)

次に、議第 8 号「尾花沢市地域計画に係る意見について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

それでは議第 8 号「尾花沢市地域計画に係る意見について」ご説明申し上げます。議案書 77 頁からです。

78 頁をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に基づく地域計画について、同条第 6 項の規程に基づき、令和 7 年 2 月 12 日付文書にて、市長より農業委員会会長あてに意見聴取がありました。

市では期限とされる本年 3 月末までの策定を目指し、一昨年から地域計画連絡推進会議を開催し、県、支援センター、農協、土地改良区や農業委員会の協力の下、策定の進捗管理を行ってきました。農業委員会としては、会議への参加だけでなく、地域での話し合いの開催・進行、意向把握や素案作成など多方面で関与してきたところです。このたび、2 月 7 日に第 3 回の推進連絡会議及び説明会が開催され、本日出席の農業委員からも多数出席していただきましたが、市として地域計画を取りまとめたということで、内容は 79 頁から玉野地区、82 頁から福原地区、85 頁から尾花沢地区、88 頁から宮沢地区、91 頁から常盤地区の順で掲載しております。担う者と目標地図は別添のとおりです。

なお、今回の策定で終わりというわけではなく、毎年見直し、話し合いを継続して、農地の集約化や担い手の確保、農地利用の最適化などを通じて、地域農業の発展を目指していくことになります。

案件は、農業委員会として地域計画の内容に異存がない旨市長へ回答するためお諮りするものです。説明は以上です。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和7年第2回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時39分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和7年2月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____